

3月1日～7日は

# 春の全国火災予防運動です

◎問い合わせ 消防局総務課 ☎22-8882  
◎火災の問い合わせ(自動音声) ☎22-8500

令和6年、都市消防局管内では70件の火災が発生し、1人の死者と7人の負傷者が出ました。空気が乾燥し、火災が起きやすい時期です。火の元には十分気を付けましょう。

## 「たき火」に注意!



都市消防局管内で6年連続火災原因の第1位となっているのが「たき火」です。令和6年は、たき火による火災が21件発生しました。

## ●ごみの屋外焼却は原則禁止

家庭から出るごみや草木類は適正に分別し、指定袋でごみ集積場に持ち出ししましょう。

## ●屋外焼却を発見したら

環境政策課(☎23-2130)や各総合支所地域生活課に連絡ください。

## 命を守る10のポイント

### 【4つの習慣】

①寝たばこは絶対にしない、させない。

②ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。

③こんろを使うときは、火のそばを離れない。

④コンセントはほこりを清掃し、不要なプラグは抜く。

### 【6つの対策】

①火災を防ぐため、ストーブやこんろなどは安全装置の付いた機器を使用する。

②火災の早期発見のため、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。

③火災の拡大を防ぐため、部屋は整理整頓し、寝具や衣類、カーテンは防火品を使用する。

④火災を小さいうちに消火するため、消火器などを設置し、使い方を確認しておく。

⑤高齢者や身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。

⑥防火防災訓練への参加などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

その119番、本当に緊急ですか？

# 救急車はタクシーではありません

救急車は、緊急に医療機関を受診するための限られた手段です。緊急性の高い症状の人に救急車が早く到着できるように、適正に利用しましょう。

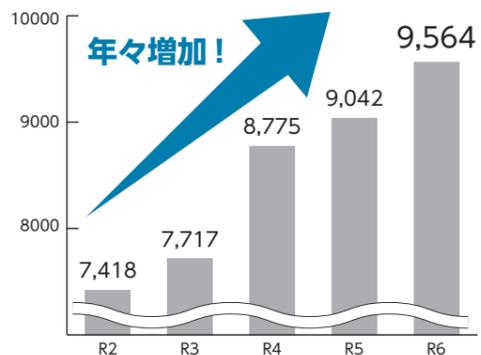
◎問い合わせ 消防局総務課 ☎22-8882

## 救急出動件数が過去最多

市消防局の令和6年救急出動件数は、過去最多の9,564件を記録。高齢化や疾病構造の変化、市民ニーズの多様化などにより、救急需要は年々増加傾向にあります。

搬送者を年代別で見ると、65歳以上が5,538人で約7割を占めています。高齢化が進み、今後も救急出動件数の増加が見込まれる中、市民の皆さん一人一人が救急車を適正に利用することが求められています。

救急出動件数の推移 (件)



## 大切な命を救うため救急車は適正に利用ください



警防救急課 主幹 高橋 敏昭

救急出動件数が年々増加する中、搬送された人のうち、緊急性が低い症状の人などの割合は4割を超えています。このような状況が続くと、重症者や緊急性の高い人の元に救急車が到着するのが遅れる可能性があります。緊急性がある場合は、躊躇せず119番通報する必要がありますが、迷った時は、全国版救急受診アプリ「Q助」や小児救急医療電話相談「#8000」を活用しましょう。

## 大切な愛犬を守るために

# 犬の登録と狂犬病予防注射



市や都城保健所では、4月11日(金)から6月8日(日)まで、市内各所で令和7年度の犬の登録と狂犬病予防注射を実施します。

対象者には、日程表などを同封した受付票を送付します。

詳しくは、市ホームページを確認ください。なお、狂犬病予防注射は、最寄りの動物病院でも接種できます。



◎問い合わせ 環境政策課 ☎23-2130

## 狂犬病予防注射は法律で義務付けられています

「狂犬病」は、人に感染すると死に至る恐ろしい病気です。このため、犬を飼う場合は、年に1回の予防注射の接種が義務付けられています。また、犬1頭ごとに、生涯1回の登録も義務付けられています。

### ●費用

狂犬病予防注射(年1回)	1頭 3,300円
登録手数料(生涯1回限り)	1頭 3,000円
	1頭 3,000円

### 飼い主の皆さんへ

#### 来場前に確認ください

- ・3月下旬に送付する受付票を、必ず会場に持参ください
- ・注射の際は、犬が怖がって嘔吐(吐)できないよう補助ください
- ・妊娠中や体調の悪い犬、1カ月以内に他の予防注射をした犬は、獣医師や動物病院に相談ください
- ・飼い犬が死亡、または飼い主の氏名や住所などが変わった場合は、届け出が必要ですよ
- ・未登録犬は、注射と同時に登録ください。会場でも受け付けます



4月1日(火)～30日(水)は

# 令和7年度固定資産課税台帳の閲覧・縦覧が無料です

期間外の閲覧には手数料がかかります。縦覧は期間内のみ可能です。

◎問い合わせ 資産税課 ☎23-2124

### ●持参物

- ・本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)
- ・代理人申請の場合、委任状(法人は法人印、個人は委任者の自筆)
- ・納税義務者が死亡している場合、相続人であることを証明する書類

### ●対象・縦覧できる内容

土地価格等縦覧帳簿
市内に土地を所有している納税義務者所在、地番、地目、地積、評価額
家屋価格等縦覧帳簿
市内に家屋を所有している納税義務者所在、家屋番号、用途、構造、床面積、評価額

※納税義務者の住所、氏名、課税標準額、税額は縦覧できません

